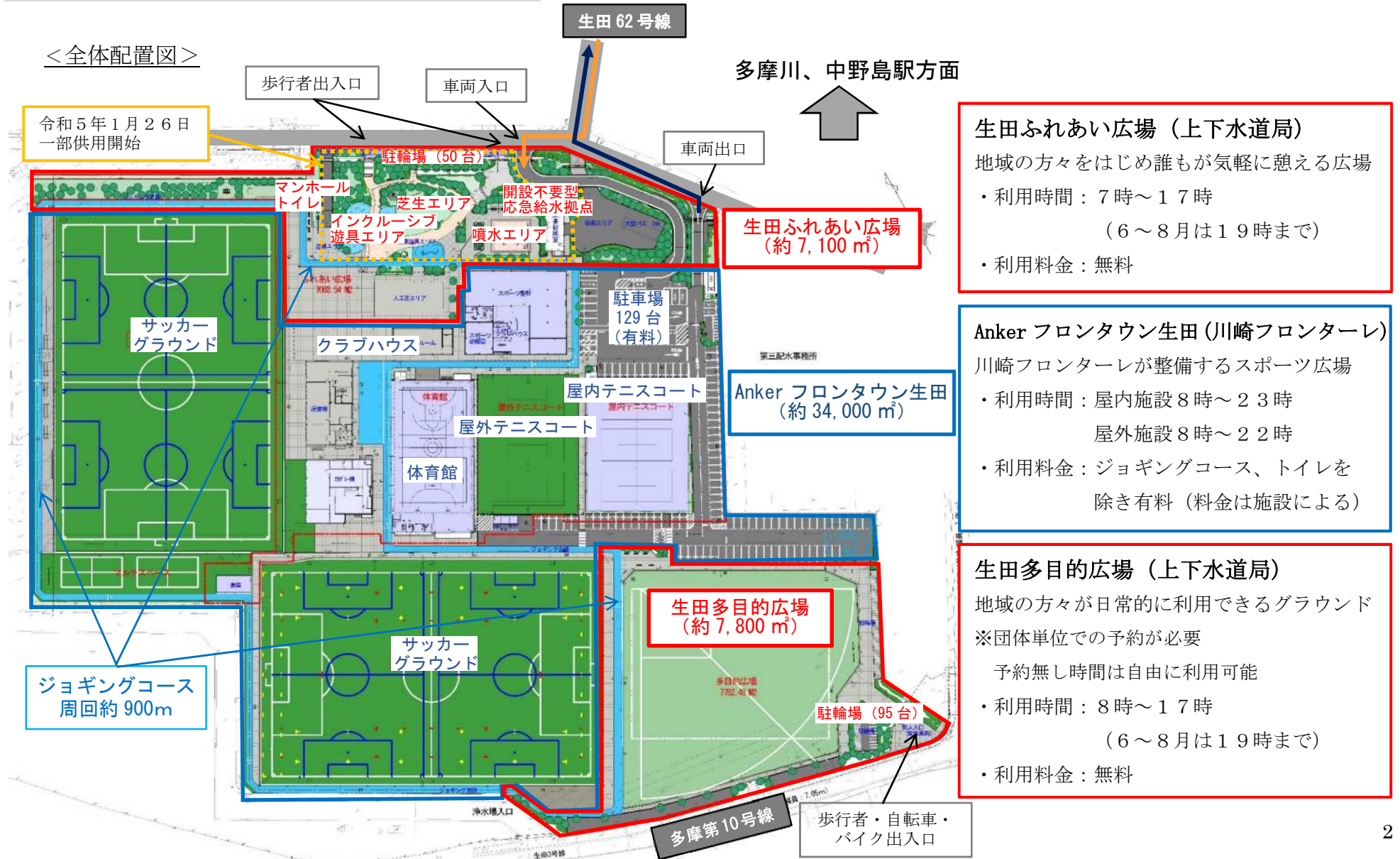


【所管事務の調査（報告）】

- ・ 生田浄水場用地の有効利用に伴う広場等の供用開始について

上 下 水 道 局

1 広場の概要等 (令和5年3月25日 供用開始)



2 広場の整備状況等

<令和5年2月15日時点の航空写真>

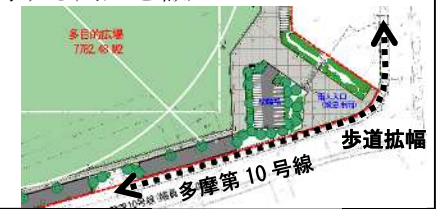


① 交通安全への配慮

- ・歩行者や車椅子利用者の通行の安全を確保するため、通路となる生田62号線の両端1mにカラー舗装を設置
- ・北側出入口付近に横断歩道を設置
- ・車両は、生田62号線から出入りするよう誘導するため、駐車場出入口や駐車場内に表示や看板等を設置



- ・利用者登録の申請書等に、生田62号線からの出入りを促す文言を記載するなど、施設利用者に対する周知を徹底
- ・敷地南側の多摩第10号線に接する部分について、車椅子利用者がすれ違うことができるように歩道幅を2m以上に拡幅



② インクルーシブ遊具エリア

「仲間外れにしない」「みんな一緒に」という意味で、障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことのできるインクルーシブ遊具を設置



回転遊具



触知遊具



複合遊具

③ 震災時の備え

震災時の一時避難場所として利用できるように、開設不要型応急給水拠点やマンホールトイレ、照明灯を整備



開設不要型応急給水拠点



マンホールトイレ



蓄電式太陽光発電照明灯

3 生田多目的広場の利用方法

生田多目的広場は、地域住民等が日常的に利用でき、少年野球、少年サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール等の地域におけるスポーツ活動や近隣消防団の訓練等の地域活動に利用できる広場です。利用にあたっては、広場を優先的に利用いただく地元団体の方々に、生田多目的広場利用調整会（以下「利用調整会」という。）を結成していただき、利用調整等を行っていただきます。

【地元優先団体（利用調整会メンバー）】

- 《条件》
- ◆多摩区内で活動を行っている多目的広場近隣の町内会等の地元団体
 - ◇地域自治会 ◇多摩区老人クラブ連合会 ◇消防団
 - ◆多摩区内で活動を行っているスポーツ団体
 - ◇多摩区少年野球連盟 ◇多摩区少年サッカー委員会
- 《利用ルール》
- ◆団体全体として、土日祝日の6割を利用上限とする。（平日含めた年間全体でも6割を上限）
 - ◆野球連盟・サッカー委員会の利用については、公式戦及び公式活動のみとする。
- 《調整方法》
- ◆毎年1月から2月に利用調整会を開催し、1年間（4月～翌年3月）の利用調整を行う。
 - ◆利用希望日、利用枠が重複し、調整が困難な場合は、抽選とする。

残りの
利用枠

【一般登録団体】

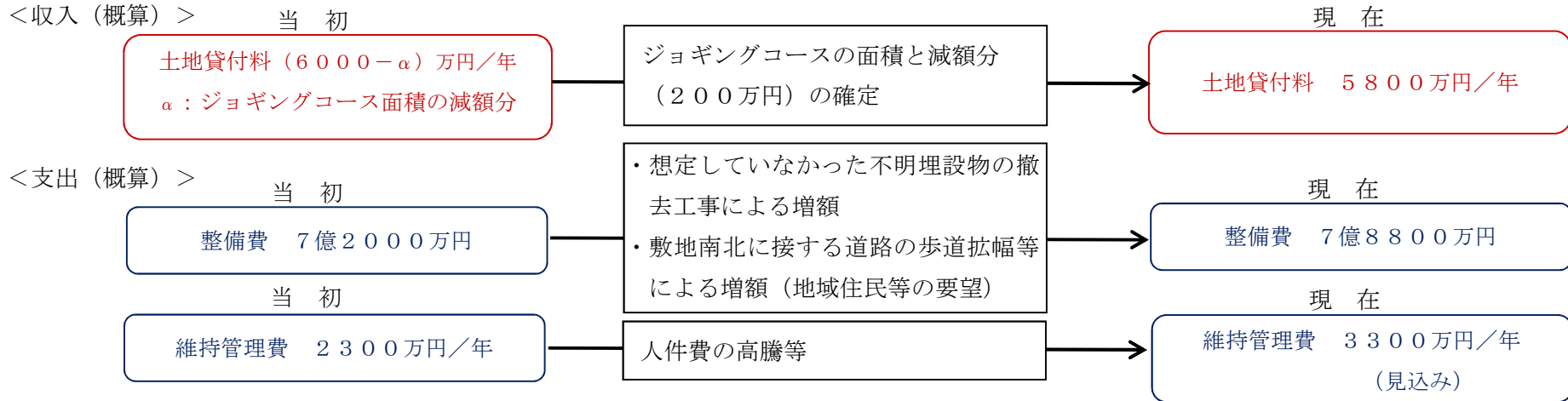
- 《条件》
- ◆市内在住、在学、在勤者が10名以上かつ構成員全体の2分の1以上であり、利用調整会に登録を済ませた団体。また、代表者は18歳以上とする。
- 《利用ルール》
- ◆1団体あたり、原則1か月につき平日2利用枠、土日祝日2利用枠を上限とする。
- 《予約方法》
- ◆年4回、各団体の代表者が一堂に集まり、抽選で予約できる順番を決めた上で、向こう3か月分の予約を申し込む。（3月に4月～6月分、6月に7月～9月分、9月に10～12月分、12月に1～3月分とする。）

残りの
利用枠

【個人利用】

- ◆予約がない利用枠については、一般開放とする。（予約がキャンセルになった利用枠についても一般開放とする。）

4 有効利用に伴う収入と支出



5 スケジュール

	令和4年度			令和5年度以降
	1月	2月	3月	
(1) 整備工事				
生田ふれあい広場	整備工事	★1/26 一部供用開始 整備工事	3/24 完成記念式典	3/25 供用開始
生田多目的広場	整備工事			
Anker フロントタウン生田	整備工事			テナント営業は4/1以降に開始
(2) 地域住民等との 協議・調整等	連絡協議会 (有効利用の方向性、運営方法の検討、適宜開催)			連絡調整会 (広場に関する情報共有、適宜開催)
(3) 生田多目的広場 利用調整		● 利用調整会組成(2月24日) ● 地元優先団体利用調整(2月28日)	● 一般登録団体利用申込開始(3月1日)	4~6月分一般登録団体利用調整(3月下旬予定)